

平成20年5月28日

有識者懇談会における今後の検討事項（案）

	各論の題目	主な検討事項
1	会社法と金融商品取引法の問題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金商法監査（内部統制監査を含む）と会社法監査との関係に関する諸論点（定時株主総会との関係、ディスクロージャー制度のありかた、個別財務諸表・連結財務諸表のあり方等） (2) 監査役（会）に会計監査人の選任議案・監査報酬の決定権を付与することについて (3) 監査役と財務・会計の知見 (4) その他
2	株主と経営執行との間における利害調整	<p>【大規模第三者割当増資に対する監査役との関与】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模第三者割当増資に関してどういった問題点が株主によって認識されているのか (2) 大規模第三者割当増資に関して、現行法上監査役はいかなる法的義務を負っているのか（義務領域の確認） (3) 監査役が大規模第三者割当増資について意見等を述べるのが何か法的規律に反しているのか（禁止領域に踏み込まないか） (4) 一定の大規模第三者割当増資に対して監査役意見を義務づけるという選択肢についてどう考えるか (5) 監査役が実効的に意見を述べ、もって大規模第三者割当増資がより適正化するために必要となる条件整備 <p>【買収防衛策と監査役との関与】</p> <p>上記1の新株発行に準じて、買収防衛策の場合の各種異同を踏まえて検討していく</p>
3	<p>その他</p> <p>(1) 子会社上場と監査役との関与</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 支配株主による少数株主の利益侵害のおそれと監査役（親会社監査役、子会社監査役）の果たす役割 (2) 企業集団に関する諸論点（親会社の子会社に対する指揮命令権、企業集団内部統制ほか）
	(2) 監査役（会）機能の実効性確保のために検討すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 監査役がその果たすべき役割（上記各論により提起されるものを含む）を実効的に果たすために求められる人選、情報入手体制、その他の条件整備・環境整備のあり方（現実論に即して） (2) 社外監査役の「社外」性・独立性 (3) 監査役会議長 (4) 監査役の活動内容の「見える化」など監査役の説明責任 (5) 監査役が関与することが望ましい他の領域の有無（株主提案、第三者調査委員会、代表訴訟関連）